

委託仕様書

1 件名

会計年度任用職員保険事務等業務委託

2 契約者

磐田市役所（職員課）

3 契約期間

契約日から令和 11 年 10 月 31 日まで。

ただし、業務の開始日は令和 8 年 11 月 1 日とし、契約日から令和 8 年 10 月 31 日までは業務開始のための準備期間とする。

4 業務内容

主な内容は、市の各所属で任用する会計年度任用職員（月額者 609 人、時間額者 340 人※令和 8 年 7 月 31 日現在）に係る下記の業務となる。

（１）労働者名簿、賃金報告書の管理

（２）社会保険、労働保険事務書類作成及び届出業務全般

月 1 回、翌月 15 日までに職員課及び教育総務課へそれぞれ 1 ヶ月分の報告を行う

（３）月例給及び特別給（給与及び各保険料額等）の確認

（４）労働保険概算確定払の計算業務、申告書の作成及び届出業務

（５）個人番号に関する業務

（６）コンサルティング

・労働関連法規に関すること（時間外協定、勤務時間、解雇問題に関すること等）

・社会保険、労働保険概算確定払に関すること

・事務担当者事務説明会における講師

（７）業務報告

年度ごとに報告を行う

（８）管轄官庁による事務調査の立会い

（９）その他、労務管理に関すること

5 特記事項

（１）契約は、市と受託者間で締結するが、随時行う実務については、市長部局及び教育委員会部局の所管課である職員課及び教育総務課それぞれの担当職員と受託者間において直接行い、担当者との書類の受け渡しは、磐田市役所本庁舎及び西庁舎にて行う。

（２）担当職員との書類の受け渡しは、担当職員から連絡があった後、2 日以内に行う。

（３）社会保険の資格取得、雇用保険の資格喪失にかかる手続きについて、担当職員から書類の提出があった後、日本年金機構または公共職業安定所等への提出は 3 日以内に行う。

（４）担当職員から提出される各種連絡票の記載内容に誤りがないか、確認を行う。

（５）上記記載の準備期間では委託費用は発生しないものとする。

（６）令和 10 年 10 月 1 日から適用対象が拡大される雇用保険の被保険者の要件を考慮するものとする。

以上